

Q&A

民事保全・執行 実務の勘どころ110

— 申立てから事件終了まで —

編集 田辺総合法律事務所
弁護士法人色川法律事務所

新日本法規

Q25 売掛債権の仮差押えでの事前調査のポイント



売掛債権の仮差押えに当たり、事前にどのような点について調査しておく必要があるでしょうか。



売掛債権の仮差押えに当たっては、申立書において、仮差押えの対象となる債権を特定するための事項や、仮差押債権の第三債務者の氏名及び住所等の記載が求められますので、事前に調査をしておくことが必要です。

売掛債権の特定に必要な事項としては、基本契約の内容、売買の始期や終期、商品名、代金総額及び未払代金の合計額等が考えられますので、可能な限りこれらを調査します。複数の売掛債権に任意の順位を付して仮差押えを申し立てる際には、少なくとも、仮差押命令の送達を受けた第三債務者において、仮差押えの対象となっている債権を確実に識別できるようにする必要があります。

解 説**1 当事者の氏名・名称・住所等の調査**

金銭債権の仮差押命令には、第三債務者に対し、仮差押債務者への弁済を禁止する旨が主文として記載され、第三債務者に送達する方法によって執行されます（民保50①⑤、民執145③）。

そのため、仮差押申立書の当事者欄には、第三債務者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所を記載することが求められています（民保規18①）。第三債務者が法人の場合で、支店等に送達を

求める場合には、本店所在地のほか、当該支店の名称及び住所を「送達先」として記載する必要がありますので、併せて調査しておく必要があります。

また、第三債務者が法人であるのか個人であるのか疑義がある場合に、「株式会社〇〇こと〇〇」のような記載をする例も実務上見られますが、その場合には、第三債務者の住所地を本店所在地とする当該名称の法人が存在するかどうかについて法務局で調査した結果を提出する等、根拠を示すことが必要になる場合があります。そのため、最近では、事前にインターネット等を利用して登記情報の調査を行うことで問題を回避できることもあり得ます。

2 売掛債権の特定

債権の仮差押えを申し立てる際には、債権の種類及び額その他債権を特定するに足りる事項を記載しなければなりません（民保規19①②一）。そして、求められる債権の特定は、債権仮差押命令の送達を受けた第三債務者において、速やかに、かつ確実に、対象となる債権を識別することができる程度になされる必要があると解されています。

継続的な売買契約に基づいて生じる売掛債権の場合、基本契約があればその内容、売買の始期・終期、売買の目的となった商品名、代金総額及び未払代金の合計額等によって特定することになりますので、これらの事項について、例えば、債務者との取引の中で交付された見積書や明細書に記載された商品名や、債務者がウェブサイト等で公開している取扱商品や主要な取引先等の情報をきっかけに可能な限り調査しておく必要があるでしょう。

継続的な売買契約に基づく売掛債権を目的とする場合、仮に差し押さえる債権の期間に関しても留意する必要があります。特定の基本契約に基づいて順次支払期が到来する債権を仮に差し押さえる場合に

は、仮差押命令の送達から支払期の早い順に、仮差押債権額に満つるまで、という形で特定することが一般的です。このときの仮差押債権額は、保全の必要性の観点から、本案訴訟の平均審理期間を考慮して、仮差押命令の到達から1年間程度の期間に見合う金額を設定するのが実務の取扱いですが、その期間が満了するよりも先に取引が終了してしまった場合には、予定していた金額に満たずに終わる危険があります。このような売掛債権を仮差押えの目的とする場合には、取引終了の危険がないかについて併せて調査しておくことが望ましいといえます。

3 複数の売掛債権の仮差押え

債務者が第三債務者に対し、相互に関係のない複数の売掛債権を有している場合、これに任意の順位を付して仮差押えを申し立てることも考えられますが、銀行等の金融機関と異なり、一般の事業者は、差し押さえられた債権を速やかに識別するためのシステム等を備えていないのが通常です。

そのため、例えば、申立てに先立って第三債務者に照会をして、第三債務者から当該順位付けによって仮差押債権の識別が可能である旨の回答を得ているような特殊な場合を除き、第三債務者において速やかな仮差押債権の識別ができないとして、債権の特定としては不十分と判断されることになるでしょう。

(9) 電子記録債権

Q38 電子記録債権の特定方法



債務者が電子記録債権を保有していることが分かり、その仮差押えを検討しています。仮差押命令申立書の電子記録債権目録にはどのような事項を記載すればよいのでしょうか。



電子記録債権の仮差押えをする際は、電子記録債権目録において、対象となる電子記録債権の記録番号を特定するのが原則ですが、記録番号の特定が難しい場合には、一定の順序を付した抽象的な記載とすることも認められています。

解説

1 電子記録債権の仮差押え

電子記録債権法に基づく電子記録債権も一種の金銭債権であり、仮差押えによる保全の対象となります。

電子記録債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限については、書類の送達を受けた電子債権記録機関において遅滞なく記録原簿に記録することとされていますが（電子記録債権法49）、当該記録を求めるに当たっては、原則として、対象となる電子記録債権の記録番号を電子債権記録機関に提供すべきものとされています（電子記録債権法施行令別表⑮）。

もっとも、通常は、仮差押債権者において記録番号を独自に調査す

ることは困難であり（電子記録債権法上、電子記録債権の保有者の一般債権者は記録原簿を閲覧したり記録事項証明書を取得したりする権限を有しません。）、むしろ、記録番号を特定することができないケースの方が多くあると思われる。

そのため、仮差押命令申立書の電子記録債権目録においては、記録番号を特定せず、債務者（電子記録債権の債権者）、第三債務者（電子記録債権の債務者）及び電子債権記録機関のみ特定し、債務者が第三債務者に対して複数の電子記録債権を有する場合には、これに一定の順序付けをする形で対象となる電子記録債権を特定する方法が認められています。

2 電子記録債権目録における特定の方法

記録番号を特定できない場合の電子記録債権目録の記載例としては、以下のようなものが考えられます。

電子記録債権目録

金〇〇円

債務者が第三債務者に対して有する電子記録債権のうち、電子債権記録機関の記録原簿に記録されたものについて、下記の順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 複数の電子記録債権があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行する、①質権の設定、②仮処分執行、③滞納処分による差押え、④担保権の実行又は行使による差押え、⑤強制執行による差押え、⑥仮差押えの執行、⑦没収保全の執行のいずれもされていないもの
 - (2) 上記(1)の①のされていないもの（②から⑦までのいずれか又はその幾つかがされているもの）

- (3) 上記(1)の①のされているもの
- 2 同じ順位のものの間では、次の順序による。
- (1) 本命令送達時以降に支払期日が到来するものについて、支払期日が早い順
- (2) 本命令送達前に既に支払期日が到来しているものについて、支払期日が遅い順

3 順序付けにおける留意点

電子記録債権目録において、単に「同じ順位のものの間では、支払期日の早い順」と記載してしまうと、支払期日に決済がなされず、支払不能扱いとなった古い電子記録債権が残存していた場合、それらを優先的に仮差押えの対象としてしまうおそれがあります。

そのため、上記2の記載例のように、仮差押命令送達後に支払期日が到来するものを優先するような順位付けをする、あるいは、仮差押えの対象そのものを仮差押命令送達後に支払期日が到来する電子記録債権に限定する、といった対応を検討する必要があります。

第3節 情報提供制度

Q84 弁護士会照会と第三者からの情報取得手続の違い



債務者の預貯金や株式等の財産を調査するに当たり、第三者からの情報取得手続を利用する場合と弁護士会照会を利用する場合とではどのような違いがありますか。



第三者からの情報取得手続では、弁護士会照会を通じた全店照会では必ずしも取得することのできなかつた情報を取得することができますが、弁護士会照会にはないデメリットもありますので注意が必要です。

解 説

1 第三者からの情報取得手続を利用するメリット

債務者の預貯金や株式等の財産への強制執行の前提として、まずはこれらの所在を調査する必要があります。その際、従前から利用されてきたのは弁護士会照会（弁護士法23の2）を通じた全店照会です。全店照会とは、債務者の口座情報を金融機関の本店に対して照会すれば、その全ての支店で取り扱われている債務者の情報の提供を包括的に受けることのできる制度です。

しかし、全ての金融機関が弁護士会照会を通じた全店照会に応じるとは限らず、ゆうちょ銀行やいわゆるメガバンク（三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行）以外の金融機関では応じてもらえないのが現状でした。

令和元年改正民事執行法で新設された第三者からの情報取得手続では、従前弁護士会照会では一部の金融機関からしか回答を得られなかった全店照会が、裁判所の手続を通じてほぼ全ての金融機関等に行えるようになりました。

対象となる金融機関等は以下のとおりです。これらの金融機関等を網羅する形で申立てをするのは難しいので、この中から対象となる金融機関等を特定して申立てを行うこととなります。

預貯金に係る情報取得の申立て (民執207①一②)	銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 (外国銀行も、日本国内に支店があり預貯金の受入れをしている場合は対象となります。)
振替社債等に係る情報取得の申立て(株式などの照会)(民執207①二②)	社債、株式等の振替に関する法律2条5項に規定する振替機関等 (実際に該当するのは証券保管振替機構、日本銀行、証券会社、銀行等)

2 第三者からの情報取得手続を利用するデメリット

このように、ほぼ全ての金融機関に対して全店照会手続を行うことのできる第三者からの情報取得手続ですが、弁護士会照会を通じた全店照会にはないデメリットもあるので注意が必要です。

第三者からの情報取得手続を利用した場合、裁判所から当該第三者に対して情報提供命令が発令された後、一定期間後に債務者に通知さ

れることになっています（民執208②）。この一定期間は、運用上1か月ないし1か月半程度とされています。したがって、対象とした金融機関等に債務者の口座が見当たらないなどの理由で申立てが不発だった場合に、密行性を保持しながら更に別の金融機関への申立てを複数回繰り返すことは事実上不可能となります。すなわち、第三者からの情報取得手続は事実上「一発勝負」の手続であるといえます。

第三者からの情報取得手続を利用する際は、対象とする金融機関等の特定に慎重な検討が必要でしょう。

他方で、弁護士会照会を通じた全店照会は債務者に通知されることはありませんので、何度も照会を繰り返すことが可能です。そういった意味では、弁護士会照会を通じた全店照会もなお有用といえましょう。

Q104 動産売買先取特権（物上代位）に基づく債権差押え

Q 商品の売掛先（A社）が倒産しました。当社は、A社から保証金その他の約定担保は全くとっていません。商品は、A社からB社に転売されており、既にA社の下にはありませんが、A社はB社に対し、その売掛債権を持っています。何か有効な回収方法はないでしょうか。

A 法定担保権としての動産売買先取特権（物上代位）に基づく債権差押え・転付命令の申立てを検討すべきです。そのポイントは、①貴社がA社に売り渡した商品代金の履行期が到来していること、②B社からA社に支払がなされていないこと、③貴社がA社に売り渡した商品とA社がB社に売り渡した商品の同一性が立証できること（帳票類で商品の同一性を紐付けできること）の3点です。このうち、②・③は、B社の協力が得られるか否かが決め手となります。A社（破産管財人等）との回収競争となり、いかに早期に命令を得るかが回収の成否を分けますが、立担保も不要で、申立コストも低額（印紙4000円、おおむね郵券5300円）ですので、本設問のような「転売」（特に「直送」）のケースでは真っ先に検討すべき法的手段です。

解 説**1 動産売買先取特権の物上代位とは**

先取特権に基づく差押えについてはQ102のとおりですが、債権回収のためには、物を押さえるよりも代金を回収する方が直截です。そこで、実務上よく使われるのが物上代位（民304①）に基づく債権差押

えです。これは、貴社がA社に売り渡し、A社がB社に転売した動産が形を変えた債権に対する担保権実行ですので、商品の同一性（紐付け）の立証が必要です。裁判所の審査は個々の商品ごとになされますから、商品数が多いときは立証上の手間と負担は相当大きなものとなります。日頃の帳票類の管理が重要です。

2 申立て前に確認すべきこと

申立てが無駄にならないよう、次の点は必ず確認してください。

① 請求債権の履行期が到来しているか

この申立ては担保権の実行手続ですので請求債権（A社に対する債権）の履行期の到来は不可欠です。実際には、期限の利益喪失条項がなく（そもそもA社との取引基本契約書がない）、それがネックとなる例が少なくありません。なお、差押債権（B社の債務）の履行期が到来しているかどうかは関係がありません。

② B社の協力が得られるか

B社がA社に支払ってしまえば命令は空振りに終わります（第三債務者の陳述書で「差押えに係る債権の存否」に「なし」と記載されます。）。

実務上、B社としては、差押債権の履行時が来れば早々にA社に支払って煩雑な回収競争に巻き込まれるのは避けたいものですが、一方で、A社倒産後は貴社から直接、商品を仕入れることも考えますので、協力へのインセンティブも働きます。そこで、貴社としては、B社に、現状と手続の流れを説明し、裁判所の命令が出るまで支払を留保してもらうよう、また、商品の受領や買掛債務の額を証明してもらうよう、手続への協力を求めて交渉します。

③ 個々の商品ごとの同一性（紐付け）の立証の可否

典型的な書証としては、⑦A社への売買の事実については、取引

基本契約書、見積書、発注書、受注書、出荷依頼書（社内システムの処理履歴）、運送会社の荷受票（宅配便控え）、納品伝票、納品書、受領書、請求書等が考えられます。これらの証拠収集は比較的容易ですが、債務者（A社）作成のものがベストエビデンスです。①A社からB社への転売の事実については、通常、証拠収集は困難ですので、第三債務者に発注書（控）や納品書、受領書、証明書を提供してもらえないか確認します。②第三債務者の受領についても同様です。

いずれも、帳票が作成されていない、散逸又は入手困難等のときは担当者の報告書によって補充します（通常、必須となります）。

④ 先行する債権譲渡登記の有無

A社のB社に対する債権につき、先行して債権譲渡がなされ、かつ第三者対抗要件を具備しているときは、物上代位権は行使できません（最判平17・2・22民集59・2・314）。なお、A社のB社に対する債権が譲渡禁止特約付きであっても物上代位は可能です。

⑤ 会社更生手続でないこと

破産や民事再生の場合は担保権実行としての差押えが可能です。会社更生の場合は更生担保権として扱われるため、手続外で実行することはできません（会更2⑩・24①二）。

3 迅速な発令に向けての実務上の留意点

迅速な発令に向けて、次の点に留意してください。

① 遠隔地の裁判所の場合

債務者住所地が管轄裁判所となりますが、申立ては郵送でも可能です（原本を同封します）。速達を利用するとよいでしょう。

② 第三債務者が多数の場合

第三債務者ごとに別事件として申し立てる方が早期に命令が得ら

れます。

③ 商流図を作ること

裁判所の審査の便宜のため、発注と納品の流れが分かる「商流図」を作り、そこに書証番号を書き込んで商品と書証との対応が一覧できるように工夫してください。

④ 書証や証拠説明書を工夫すること

書証には、対象商品が分かるようシリアル番号等にマーカーを付します（帳票に対象外の商品も多数記載されている場合は必須です）。また、商品の単価や売買の日付、消費税の負担合意が不明であったり、商品名や数量等に誤記やズレがある場合も多く、その場合、書証を見ても分かりませんので、過去の取引実績や担当者の報告書で立証を補充し、更に証拠説明書で説明してください。

⑤ 合計金額、消費税相当額

先取特権は個々の商品ごとに成立するため、消費税相当額は合計額に乗じるのではなく、個々の商品ごとに記載します。

なお、理論的には目録に個々の商品の売買代金の「合計額」を記載する意味はありません。

⑥ 請負工事など、物と役務が混在している場合

請負工事に用いられた動産の売主が請負代金債権を差し押さえることは原則できませんが、請負代金全体に占める当該動産の価額の割合や請負契約における請負人の債務の内容に照らして請負代金債権の全部又は一部を動産の売買代金と同視できる特段の事情があるときは、例外的に可能です（最決平10・12・18民集52・9・2024参照）。物の売買とその設置や補修、メンテナンス等の役務がセットになっている場合は、飽くまで売買代金に絞って申し立てます。

⑦ 転付命令の要否

差押え（マ事件）以外に転付（ナ事件）命令も申し立てるべきか

どうかは、「支払に代えて」、すなわち債権の移転の要否次第です。転付命令は他の債権者に優先する半面、無資力リスクを引き受けることとなりますが、第三債務者の無資力を危惧すべき特段の事情がない限り（通常はないと思われます。）、転付命令も同時に申し立てることによりよいように思います。

4 取立て上の留意点

取立てに当たっての留意点は次のとおりです。

① 取立権の発生時期

命令が債務者に送達後1週間経過すると、取立てが可能となります。

② 送達日

送達日は裁判所に確認し、送達証明書の発行を受けます。

③ 執行費用

「請求債権」目録に執行費用（申立手数料、申立書作成・提出費用、送達料、資格証明書交付手数料等）を記載しておくことで、これらの費用も含めた取立てが可能となります。

④ 取立完了届

取立て後に、取立日と取立金額を記載した取立完了届を裁判所に提出します。



新日本法規